

山梨県交流及び共同学習研究会実施要項

山梨県教育委員会

(開催)

第1条 山梨県交流及び共同学習推進事業実施要項の3の(1)に基づいて、山梨県交流及び共同学習研究会(以下「研究会」という。)を開催する。

(目的)

第2条 研究会は、障害のある幼児児童生徒の社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、障害がない幼児児童生徒の障害への理解を深めるため、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の成果と課題について研究し、本県における交流及び共同学習の円滑な推進に資する。

(任務)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 交流及び共同学習の理解・啓発に関すること。
- (2) 交流及び共同学習の実践を教育関係機関に広く紹介すること。
- (3) その他、交流及び共同学習推進のために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 研究会の委員は、山梨県教育委員会が指定した交流及び共同学習提携校の関係者及び次の各号に掲げる者のうちから教育長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 関係教育機関の職員
- (2) 関係行政機関の職員

(役員)

第5条 研究会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、特別支援学校校長会会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、会議の座長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、特別支援教育・児童生徒支援課が行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。
平成29年4月1日 一部改正
令和2年4月1日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正